

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査の結果を、同条第9項の規定により公表する。

平成21年3月9日

津市監査委員	岡部高樹
同	田端隆登
同	水谷友紀子
同	山中利之

監査結果報告書

第1 監査をした者

津市監査委員	岡部高樹
同	前田勝彦
同	大野寛
同	山中利之

第2 監査対象及び対象年度

榊原財産区、河内財産区、波瀬財産区における平成20年度の財務及び事務の執行を対象としたが、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成19年度も対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成20年12月1日から平成21年2月13日までである。

第4 監査の方法

監査に当たっての着眼点及び監査の手続は、次のとおりであるが、監査の期間に応じた効率的な監査を実施するため、試査（監査の対象となっている事項の一部を抽出して検証し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定することをいう。）により実施した。

1 監査の着眼点

監査に当たっての主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 監査の手続

監査の手続については、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第5 監査の結果

財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項、又はこれらの事項がないものについては、特に記載していない。

なお、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 榊原財産区

(ア) 財務及び事務の執行について

財産区の財務及び事務の執行は、地方自治法上、その財産の管理及び処分又は廃止に関することに限定されるとともに、財産区のある市町村との一体性を損なうものであってはならないが、同財産区の執行状況を見ると、その財産の維持管理に直接関係のない補助金の交付、財産区議会の参与等独自の職制を設け報酬等を支出しており、これらのことは、同法の趣旨に照らし、妥当を欠くおそれが懸念される。そこで、同財産区の事務を分掌する久居総合支所（総務課）は、同法第294条及び第296条の5の趣旨を踏まえ、その財務及び事務の執行の妥当性を検証の上、必要に応じて、所要の措置を講じられたい。

(イ) 公有財産台帳の整備について

同財産区が整備する「財産台帳」は、土地の賃貸借の内容を容易に剥がれ落ちる付箋紙に記載していたなど、不適切なものであった。

公有財産台帳は、公有財産を適正に管理する上において、非常に重要な意義を持つものであり、土地の価格や賃貸借等使用関係などの記録を正確かつ適正に記載することが必要であることから、津市財産に関する条例及び津市公有財産規則に準じて、早急に公有財産台帳を整備されたい。

2 波瀬財産区

土地の貸付けについて、津市への貸付けを除く一部の貸付けは、地方自治法施行令第219条第1項各号に定める財産の処分基準に反するおそれがあるが、一志総合支所（波瀬出張所）によると、地方自治法第296条の5第2項に基づく知事の同意を得ておらず、また、契約書も作成していなかったため、三重県当局と協議の上、所要の是正措置を講じられたい。